

広島県告示第751号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成27年12月28日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

平成27年12月21日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

株式会社三和ドック

尾道市因島重井町600番地

(2) 代表者の氏名

代表取締役 寺西 勇

3 埋立区域

(1) 位置

(第1-1工区)

尾道市因島重井町字後側561番1から559番2を経て556番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

(第1-1工区)

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 尾道市因島重井町字後側564番1の国土地理院四等三角点「長串」（北緯34度21分26秒2112，東経133度09分04秒4267，標高40.08m）から38度15分36秒95.78mの地点

②の地点	①の地点から	75度41分51秒	91.94mの地点
③の地点	②の地点から	165度41分50秒	6.10mの地点
④の地点	③の地点から	75度41分44秒	37.63mの地点
⑤の地点	④の地点から	165度41分46秒	59.17mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	255度39分02秒	113.94mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	347度51分26秒	5.41mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	339度00分08秒	7.97mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	329度11分45秒	16.01mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	315度29分58秒	12.49mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	319度39分50秒	13.29mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	350度06分14秒	10.53mの地点

(3) 面積

(第1-1工区)

7,757.37平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成26年8月25日 広島県告示第566号

(平成26年8月19日付け指令港振第82号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

尾道市